

## 感染症発症時の登園について

保護者各位

月映保育園 園長

お子さんが学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合、完治してからの登園をお願いしております。

下記の登園停止期間は学校保健安全法に定められたものを参考としていますが、当園の出席停止期間につきましては、医師により感染の恐れがないと判断された時とします。

	病名	登園停止期間
1	インフルエンザ	発症後5日を過ぎ、かつ、解熱後3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹 (はしか)	解熱後3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが確認できた後5日を過ぎ、かつ、全身状態が良くなるまで
5	風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
13	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
14	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	その他の感染症	

※完治後登園する際は、下記の証明書を必ずご持参ください。

## 証 明 書

月映保育園園長殿

組 氏名

病 名

月 日より集団生活可能な状態と判断できるため登園して良いことを証明致します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印